

平成26年9月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 小船杏奈

平成26年(ワ)第39号損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成23年(ワ)第41255号)

平成26年7月25日口頭弁論終結

判 決

[Redacted]

第 1 審 原 告

[Redacted]

(以下「第1審原告 [Redacted] という。)

[Redacted]

第 1 審 原 告

[Redacted]

(以下「第1審原告 [Redacted] 」という。)

[Redacted]

第 1 審 原 告

[Redacted]

(以下「第1審原告 [Redacted] 」という。)

[Redacted]

第 1 審 原 告

[Redacted]

[Redacted]

第 1 審 原 告

[Redacted]

[Redacted]

第 1 審 原 告

[Redacted]

[Redacted]

第 1 審 原 告

[Redacted]

[Redacted]

第 1 審 原 告

[Redacted]

上記8名訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

浅 井 淳 子

東 京 高 等 裁 判 所

太 田 賢 志
佐 藤 頭 子
五 反 章 裕
見 次 友 浩
山 口 貴 士
島 幸 明
磯 雄 太 郎

同訴訟復代理人弁護士

第 1 審 被 告

後 藤

(以下「第1審被告後藤」という。)

同訴訟代理人弁護士

中 川

潤

第 1 審 被 告

株式会社アイ・エス・テクノロジー

(以下「第1審被告アイエス」という。)

同代表者代表取締役

加 藤

第 1 審 被 告

加 藤

(以下「第1審被告加藤」という。)

第 1 審 被 告

鈴 木

(以下「第1審被告鈴木」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士

富 田 秀 実
松 村 博 文
吉 川 愛
高 井 陽 子
梶 智 史

東 京 高 等 裁 判 所

花 田 行 央
森 賢 一

主 文

1 第1審被告後藤の控訴について

- (1) 第1審被告後藤の控訴を棄却する。
- (2) なお、原判決主文第1項は、第1審原告らの請求の減縮により、「第1審被告後藤は、第1審原告らに対し、それぞれ別紙「請求額等一覧表」の「和解金額差引後の控訴人後藤に対する請求額」記載の金員及びこれに対する平成24年2月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」と変更されている。

2 第1審原告■ 第1審原告■及び第1審原告■の各控訴について

- (1) 原判決中第1審原告■ 第1審原告■及び第1審原告■の各敗訴部分をいずれも取り消す。
- (2) 第1審被告アイエス、第1審被告加藤及び第1審被告鈴木は、第1審原告■に対し、同第1審被告ら各自及び第1審被告後藤と連帯して9万9679円及びこれに対する第1審被告アイエス及び第1審被告加藤については平成24年1月22日から、第1審被告鈴木については同月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 第1審被告アイエス、第1審被告加藤及び第1審被告鈴木は、第1審原告■に対し、同第1審被告ら各自及び第1審被告後藤と連帯して108万8269円及びこれに対する第1審被告アイエス及び第1審被告加藤については平成24年1月22日から、第1審被告鈴木については同月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 第1審被告アイエス、第1審被告加藤及び第1審被告鈴木は、第1審原告■に対し、同第1審被告ら各自及び第1審被告後藤と連帯して11万9276円及びこれに対する第1審被告アイエス及び第1審被告加藤については

平成24年1月22日から、第1審被告鈴木については同月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 3 訴訟費用は第1, 2審とも第1審被告らの負担とする。
- 4 この判決の第2項(2)から(4)までは、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 第1審被告後藤の控訴について
 - (1) 原判決中第1審被告後藤の敗訴部分を取り消す。
 - (2) 上記の部分に係る第1審原告らの請求をいずれも棄却する。
 - (3) 訴訟費用は第1, 2審とも第1審原告らの負担とする。
- 2 第1審原告■, 第1審原告■及び第1審原告■(以下「第1審原告■ら」という。)の各控訴について

主文第2項から第4項までと同旨。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

- (1) 本件は、「121 INTERNATIONAL INVESTMENT LIMITED」という香港法人が自動売買システムにより行っているFX取引(外国為替証拠金取引)に資金の運用を委託すれば恒常的に高い利益が得られるなどと偽りの勧誘を受け、FX取引の投資金等の名目で金員を支払ったため損害を被った第1審原告らが、第1審被告らがこの詐欺行為に関わっていたと主張して、第1審被告後藤及び第1審被告アイエスに対しては共同不法行為に基づき、第1審被告アイエスの役員である第1審被告加藤及び第1審被告鈴木に対しては会社法429条1項に基づき、損害賠償を求める事案である。
- (2) 原判決が、①第1審原告らの第1審被告後藤に対する請求をいずれも認容し、②第1審原告■らの第1審被告アイエス、第1審被告加藤及び第1審被告鈴木(以下「第1審被告アイエスら」という。)に対する請求をいずれも

棄却したところ、第1審被告後藤及び第1審原告■らが、これを不服として本件各控訴を申し立てた。

なお、第1審原告らは、当審において、主文第1項(2)及び第2項(2)から(4)までのとおりに請求を減縮した。

- (3) 当事者の主張は、次の2のとおり当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1及び2（原判決別紙「出入金一覧表」及び「損害額等一覧」を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

ア 原判決14頁8行目から9行目の「別紙「損害額等一覧」の「被告後藤健太」欄記載の金額」を、「別紙「請求額等一覧表」の「和解金額差引後の控訴人後藤に対する請求額」と改める。

イ 原判決14頁14行目から15行目の「同別紙の「被告アイエステクノロジー、被告加藤、被告鈴木」欄記載の金額」を、「別紙「請求額等一覧表」の「和解金額差引後の被控訴人アイエステクノロジー、同加藤、同鈴木に対する請求額」と改める。

2 当審における当事者の主張

(1) 第1審被告後藤の主張

原判決は、床嶋の陳述書（甲A13）並びに谷本及び柏田（甲A19及び20）の各供述の証拠評価を誤っており、第1審被告後藤の121商法の運営等に対する影響力の認定についても合理的な推認を逸脱している。

(2) 第1審原告■らの主張

第1審被告アイエスとJIP Limited との間の業務委託契約には不自然な点が多々あること、第1審被告アイエスは「コンテナファンド」と称する他の詐欺的商法にも加担していること、第1審被告アイエス名義の銀行預金口座が犯罪利用口座として凍結されて公告されていること等に照らすと、第1審被告アイエスが、故意又は過失により、違法な121商法に係る資金収集の

一端を担っていたことは明らかであり、第1審原告らに対し、不法行為責任を負うべきである。

また、第1審被告アイエスの代表取締役である第1審被告加藤及びその取締役である第1審被告鈴木は、いずれも会社法429条1項の責任を負うべきである。

(3) 第1審被告アイエスらの主張

第1審被告アイエスと JIP Limited との間の業務委託契約には何ら不自然な点はないこと、第1審被告アイエスが第1審原告■らの主張する他の詐欺的商法に関わったことや第1審被告アイエス名義の銀行預金口座が犯罪利用口座として凍結されて公告されていることは、本件とは一切関係がない上、時期的にも重ならないこと等に照らすと、第1審被告アイエスが、故意又は過失により、違法な121商法に係る資金収集の一端を担っていたということとはできない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、①第1審原告らの第1審被告後藤に対する請求（ただし、第2の1(2)のとおり、当審における請求の減縮後のもの）及び②第1審原告■らの第1審被告アイエスらに対する請求は、いずれも理由があるものと判断する。その理由は、次2のとおり当審における当事者の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第4の1、2(1)及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決18頁末行から21頁末行までを次のとおり訂正する。

〔2〕第1審被告アイエスらの責任

ア 証拠（甲A24（乙8と同一）、29、33から35まで及び44、甲Bウの6及び7、乙1から3まで、6及び7。以上、枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によると、①第1審被告加藤は、平成20年11月21日、第1審被告加藤の妻が、第1審被告加藤の知人から「有限会社コ

ム」なる商号の特例有限会社の株式全部を譲り受けた際、同社の代表取締役就任したこと。②これに併せて、同社の商号は、「株式会社アイ・エス・テクノロジー」と変更されており、これが第1審被告アイエスであること、③第1審被告鈴木は、同日、第1審被告アイエスの取締役就任したこと、④第1審被告加藤は、第1審被告アイエスの代表取締役就任する前に121商法の首謀者であるリンと面識を得ており、リンから121証券がFX取引に用いているシステムが置かれているサーバーの管理等を委託されたことがあったこと、⑤121FX取引を扱う代理店は、顧客に対し、入金口座として121BANK名義の口座や本件送金口座2等を指定し、第1審被告アイエスは121グループ会社又は121NTの関連子会社であると説明していたこと、⑥第1審被告アイエスは、本件送金口座2に入金された金額について、121FX名義又は121BANK名義の預金口座（本件送金口座4）に送金していたこと、⑦このようにして、本件送金口座2に送金されたものの中には、第1審原告■第1審原告■及び第1審原告■からの本件送金口座2への送金（請求原因(3)のイ、ウ及びキ）も含まれていたこと、⑧第1審被告アイエスは、「コンテナファンド」と称する取引に関してコンテナ販売業者である株式会社MJCの正規代理店として勧誘を行っていたところ、株式会社MJCは、同取引に関して、特定商取引に関する法律に違反したとして香川県から業務停止命令を受けていること、⑨本件送金口座2とは別の第1審被告アイエス名義の口座が、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に基づき、凍結されて公告されていることが認められる。

イ 以上の事実を総合すると、第1審被告アイエスの代表取締役である第1審被告加藤は、リンを首謀者とする違法な詐欺的商法である121商法に利用されることを認識し、又は少なくとも容易にこのことを認識す

ることができたにもかかわらず、本件送金口座2を顧客からの送金先とし、本件送金口座2に送金された金員を指定された121FX名義又は121BANK名義の預金口座（本件送金口座4）に送金していたものと認めるのが相当である。したがって、第1審被告アイエスは、不法行為に基づき、第1審原告らに生じた損害を賠償する責任を負う。

そして、上記のとおり、第1審被告加藤は、リンを首謀者とする違法な詐欺的商法である121商法に利用されることを認識し、又は少なくとも容易にこのことを認識することができたのであるから、第1審被告アイエスの職務を行うについて悪意又は重大な過失があるというべきであり、会社法429条1項に基づき、第1審原告らに生じた損害を賠償する責任を負う。また、第1審被告アイエスの取締役である第1審被告鈴木は、第1審被告アイエスの代表取締役である第1審被告加藤の業務執行を監視監督したと認めるに足りる証拠はないから、やはり、同項に基づき、第1審原告らに生じた損害を賠償する責任を負う。

ウ この点、第1審被告アイエスらは、第1審被告アイエスは、リンから紹介を受けたJIP Limitedとの間で締結した業務委託契約（代金前払方式クレジットカードの発行及びカードの郵送等を行う発行関連事務並びに顧客が支払う前払代金の収納を代行しこれを指定口座に送金する業務を内容とする。）に基づく業務を行っていたにすぎず、本件送金口座2が違法な121商法に利用されることを知ることができず、かつ、これを知らないことに過失もないと主張し、第1審被告加藤は、同主張に沿う供述をする（甲A24（乙8と同一））。

しかし、第1審被告アイエスは、上記業務委託契約に関し、業務委託契約書（乙3）並びに121BANK及び121BANKカードを紹介するホームページをプリントアウトしたもの（乙5の1及び2）を提出するのみであり、それ以外に第1審被告アイエスの具体的な業務内容を

裏付ける証拠を提出しない。また、第1審被告加藤は、JIP Limitedについて、その業務内容、代表者の氏名及び事務所の所在地すら知らず、登記簿も確認したことがないと供述するところ、その供述内容は極めて不自然であって、JIP Limitedの实在そのものに疑問がある。さらに、本件全証拠によっても、第1審原告らが121BANKカードを受領したことは認めることができない。これらの事情を総合すると、第1審被告加藤の供述は信用することができず、第1審被告アイエスらの主張は、採用することができない。」

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 第1審被告後藤の主張について

第1審被告後藤は、原判決が、床嶋の陳述書（甲A13）並びに谷本及び柏田の各供述（甲A19及び甲A20）の証拠評価を誤っており、第1審被告後藤の121商法の運営等に対する影響力の認定についても、合理的な推認を逸脱していると主張する（第2の2(1)）。

しかし、床嶋の陳述書並びに谷本及び柏田の各供述は、第1審被告後藤の121商法の運営等に対する関与について、いずれも具体的に述べており、格別不自然な点も見当たらない上、第1審原告らが当審において新たに提出した前多■■■■の陳述書（甲A36）及び関連事件における山本の証言（甲A43）とも主要部分において合理的に符合しているから、いずれも信用することができ、したがって、原判決の証拠評価に何ら誤りはない。

そして、第1審被告後藤が、121商法の運営や拡大に関する意思決定に対してリンと同等あるいはそれに次ぐ影響力を有していたと推認することができることは、原判決が詳細に説示するとおり（17頁14行目から18頁25行目まで）であって、原判決の第1審被告後藤の121商法の運営等に対する影響力の認定について、何ら不合理な点はない。

よって、第1審被告後藤の上記主張は、採用することができない。

(2) 第1審原告■らの主張及び第1審被告アイエスらの主張について

第1審原告■らの主張（第2の2(2)）に理由があり，第1審被告アイエスらの主張（第2の2(3)）を採用することができないことは，上記1のとおり訂正後の原判決が説示するとおりである。

3 以上のとおり，①第1審原告らの第1審被告後藤に対する請求（ただし，第2の1(2)のとおり，当審における請求の減縮後のもの）は理由があり，第1審被告後藤の控訴は理由がないから，これを棄却することとし，②第1審原告■らの第1審被告アイエスらに対する請求はいずれも理由があるから，これと異なる原判決を主文第2項から第4項までのとおり変更することとし，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 菅 野 博 之

裁判官 中 村 也 寸 志

裁判官 本 田 能 久

東京高等裁判所

請求額等一覧表

番号	一審原告	控訴人後藤に対する請求額[A]	被控訴人アイエステクノロジー、同加藤、同鈴木に対する請求額[B]	一審被告池田が支払った和解金額[C]	一審被告石乃宮が支払った和解金額[D]	和解金額差引後の控訴人後藤に対する請求額 [A]-[C]-[D]	和解金額差引後の被控訴人アイエステクノロジー、同加藤、同鈴木に対する請求額 [B]-[C]-[D]
1	■	4,400,000円	/	/	69,536円	4,330,464円	/
2	■	5,761,379円	101,251円	/	91,048円	5,671,903円	99,679円 ※1
3	■	4,402,200円	1,102,200円	/	69,571円	4,346,560円	1,088,269円 ※2
4	■	11,024,200円	/	705,861円	174,215円	10,144,124円	/
5	■	7,354,308円	/	470,886円	116,220円	6,767,202円	/
6	■	1,925,000円	/	123,253円	30,421円	1,771,326円	/
7	■	1,111,000円	121,000円	/	17,557円	1,095,167円	119,276円 ※3
8	■	723,511円	/	/	11,432円	712,079円	/
	合計	36,701,598円	1,324,451円	1,300,000円	580,000円	34,838,825円	1,307,224円

※1 一審被告石乃宮が支払った和解金9万1048円を、控訴人後藤に対する請求金額と被控訴人アイエステクノロジーらに対する請求金額の割合で按分すると、控訴人後藤に対する按分額は8万9476円(98.27%)、被控訴人アイエステクノロジーらに対する按分額は1572円(1.73%)であり、同金員を、控訴人後藤に対する請求及び被控訴人アイエステクノロジーらに対する請求からそれぞれ差し引いた。

※2 一審被告石乃宮が支払った和解金6万9571円を、控訴人後藤に対する請求金額と被控訴人アイエステクノロジーらに対する請求金額の割合で按分すると、控訴人後藤に対する按分額は5万5640円(79.98%)、被控訴人アイエステクノロジーらに対する按分額は1万3931円(20.02%)であり、同金員を、控訴人後藤に対する請求及び被控訴人アイエステクノロジーらに対する請求からそれぞれ差し引いた。

※3 一審被告石乃宮が支払った和解金1万7557円を、控訴人後藤に対する請求金額と被控訴人アイエステクノロジーらに対する請求金額の割合で按分すると、控訴人後藤に対する按分額は1万5833円(90.18%)、被控訴人アイエステクノロジーらに対する按分額は1724円(9.82%)であり、同金員を、控訴人後藤に対する請求及び被控訴人アイエステクノロジーらに対する請求からそれぞれ差し引いた。

これは正本である。

平成26年9月17日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官

小 船 杏 奈

